



Cosmos Net



第4号 平成25年11月1日 出水・大川内地区学校事務支援室



手当の受給権調査について



今年度の本支援室の取り組みとして、各種手当の「受給権」調査を実施しています。以前、各種手当は教育事務所が認定（支給決定）を行っていましたが、現在は所属長（校長）の責任で認定しています（事実上は支援室の「長」の専決事項）。当然支給誤りが発生した場合も最終的に所属長責任となります。

そのような支給事故を未然に防ぐために、支給決定後の確認を随時行っていく取り組みを今年度から開始したわけです。

仮に「多く」支給されていた場合は、最大5年前まで遡って返納しなければなりません。年度内はまだいいとしても、過年度になると処理する書類も膨大な量になり、手続きだけでも大変です。逆に「少なく」支給していた場合は、再認定の翌月からしか支給されません。誤った支給による経済的ダメージは結構大きな負担となる可能性があります。

日常会話等を通じて、職員の生活状況の変化には十分注意を払っていますが、中には、「ついつい申告すべき事実を伝えていなかった」ために返納を生じるケースもあります。6月に実施した住居手当の調査では、

調査対象42件中1件の誤り（家賃額が下がっていた）が発見され、平成24年分に遡って返納したケースがありました。

11月には扶養手当について調査を実施します。先生方の御協力をよろしくお願いいたします。



新幹線利用に係る旅費の取扱いについて

新幹線を利用して出張する場合の旅費について、平成25年8月1日から次のようになりました。

（所属長が業務の都合によりやむを得ないと認めた場合のみ後戻りが可能となりました）

☆「出水駅」から鹿児島方面への新幹線が可能となる起点

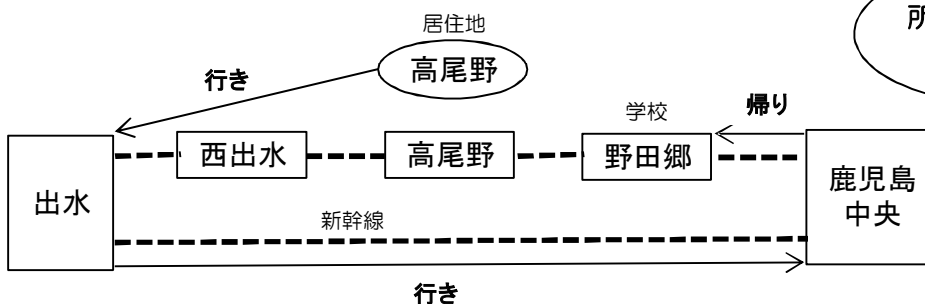
西出水・丸塚・高尾野・平八重・東水流・野口・江内・屋地・野田郷

※県内旅行における新幹線利用可能区間は、出水～鹿児島中央間のみ。

（川内～鹿児島中央、出水～川内は50km未満のため承認不可）

出水駅までの
後戻りが可能に
なったんだね♪

☆例 《学校が野田郷起点で居住地が高尾野である場合》



所属長が認めた
場合のみだよ！

往復新幹線を利用しても
旅費額は左の図の経路
での計算になるよ！

※直行直帰する場合は、学校から出張地の旅費額を超えないこと。

※帰りに関しては、JR・おれんじ鉄道での計算になりますが、所属長が学校に帰ってくる必要性があると判断した場合は新幹線承認で出水駅経由での計算になります。

※所属長は、予算の状況や業務上の必要性等を十分考慮して承認を行うこと。